

平成 25 年 2 月 20 日

関係各位

愛媛県ラグビーフットボール協会
安全対策委員長 山田 茂 男

脳振盪及び脳振盪の疑い報告書等の提出について（お願い）

愛媛県協会加盟チームの皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は当協会のご活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標題にありますように、現在脳振盪および脳振盪の疑いが出た場合は、報告書を提出していただくようになっておりますが、実際のところその徹底がなされておられません。今年度の各行事も残すところ後僅かとなっておりますが、**今一度、各チーム責任者及びレフリース等その試合や練習に関わった方々からの報告書提出を徹底していただけます**ようお願い申し上げます。

また、日本協会傷害見舞金制度では、昨年度より、脳振盪、脳振盪の疑いで検査を受けた場合は、傷害見舞金の給付対象となっております。

提出書類、提出方法、作成担当者等については、下記の資料をご参照ください。

①脳振盪／脳振盪の疑い報告書

1. 作成担当者

A：チーム責任者、 B：担当レフリース、 C：マッチドクター

D：その他（リーグ戦運営担当者・各カテゴリー担当責任者）

(1) 大会・公式戦の場合

ドクターがいる場合・・・A・B・Cの3者がそれぞれ作成し提出

ドクターがいない場合・・・A・B・Dの3者がそれぞれ作成し提出

(2) 練習試合・練習の場合・・・Aが提出

2. 提出先

(1) 高校生以外・・・各カテゴリー担当の県協会理事

(2) 高校生・・・県高体連専門委員長

3. 注意事項

1) 公式試合では原則として現場で報告書を作成してください。そのため、大会運営本部等におかれましては、試合前に報告書用紙を用意しておいてください。

2) また、県協会に e-mail で脳振盪が発生した旨をご連絡ください。報告書の提出忘れ防止のためです。

ehimeragubi[at]jupiter.ocn.ne.jp

(メアドをコピーして送信する場合は[]を削除してください。spam 予防の為、[]を挿入しています)

4. 書類提出後の対応

(1) 通院、受診する

(2) 選手は段階的競技復帰プロトコル（G R T P）に従って休養及び復帰へ

(3) **復帰のための証明書**を医師に書いてもらい各カテゴリー担当の県協会理事へ提出

(4) 競技復帰

②傷害見舞金制度の**傷害報告書**

1. 提出書類

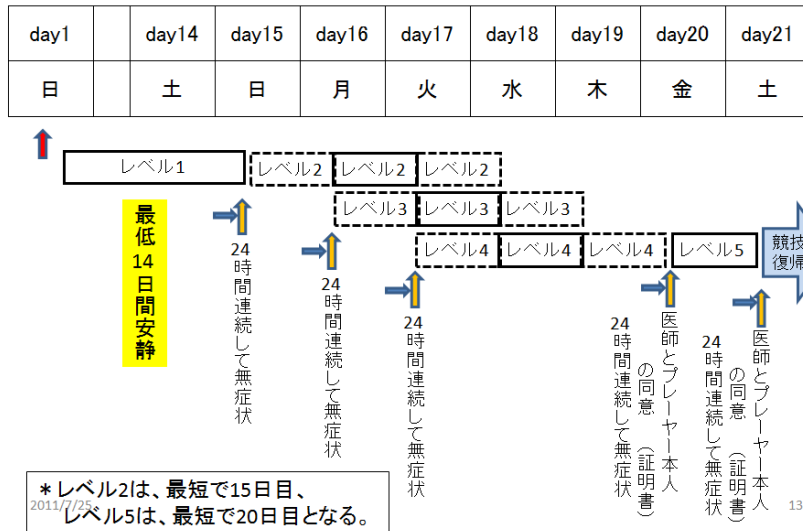
日本協会 登録者見舞金制度のページからダウンロードしてください

<http://www.rugby-japan.jp/about/mimaikin.html>

2. 提出先 県協会事務局

医師が管理しない場合・19歳未満の選手の段階的競技復帰プロトコール(Gradual Return to Play)

段階的競技復帰
「プレイヤーが19歳未満の場合」の最短のケース



G RTPについては、ラグビー外傷・障害マニュアルのP. 17及び日本協会HP参照

